



熊本県公報

第 1 2 3 8 4 号

平成 27 年 1 月 16 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(高戸加入区) …… (団体支援課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (社会福祉課) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (//) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (//) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (//) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (障がい者支援課) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新…………… (//) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更…………… (//) 5
- 指定居宅サービス事業の指定…………… (高齢者支援課) 6
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 6
- 道路の区域変更…………… (//) 6
- 道路の区域変更…………… (//) 7
- 平成 27 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 N O C 監視運営保守業務委託に係る一般競争入札の参加資格…………… (情報企画課) 7
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 8
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 8
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 8
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 9

公 告

- 換地処分…………… (農地整備課) 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 16
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 16
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 16
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 16
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 16
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 16
- 高速液体クロマトグラフ及びガスクロマトグラフの調達に係る落札者の決定…………… (管理調達課) 16
- 平成 27 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 N O C 監視運営保守業務委託に係る一般競争入札の実施…………… (情報企画課) 17
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 20
- 肥料登録…………… (農業技術課) 20
- 荒尾都市計画道路の変更…………… (都市計画課) 21
- 長洲都市計画道路の変更…………… (//) 21

登 載 依 頼

- 平成 26 年度熊本県献血推進協議会の開催…………… (献血推進協議会) 21
- 平成 26 年度第 4 回熊本県障害者施策推進審議会の開催…………… (障害者施策推進審議会) 22
- 平成 26 年度菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 22

- 平成26年度第3回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催……………(鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 23
- 熊本県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………(病院局総務経営課) 23
- 労働関係調整法第10条の規定に基づくあっせん員候補者……………(労働委員会) 23
- 平成27・28・29年度熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に係る一般競争入札参加資格等……………(警察本部会計課) 24
- 平成27・28・29年度熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に係る一般競争入札の実施……………(") 25
- 正 誤
- 平成25年3月26日熊本県告示第292号(道路の供用開始)中……………(道路保全課) 29

告 示

熊本県告示第26号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により特定行為業務事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録年番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人相生会 福岡県福岡市博多区店屋町6番18号	サービス付き高齢者向け住宅 (特定施設)ホスピタウンハウス 熊本県熊本市南区富合町古閑1012番地	432100009	平成26年1月26日	特定施設入居者生活介護

熊本県告示第27号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求め、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名称
高戸加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
上天草市龍ヶ岳町高戸3226番地18 有限会社田中水産
上天草市龍ヶ岳町高戸3030番地 和田 和彦
上天草市龍ヶ岳町高戸3029番地8 中道 勉
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成27年1月16日から平成27年1月30日まで
- 5 縦覧場所
天草漁業協同組合

熊本県告示第28号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町伊勢字角屋322番1、322番4から322番9まで、335番1、335番2、字大橋城340番1、340番6、柳字池ノ本830番2、830番3
- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第29号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町久連子字日當96番92、96番93、96番302

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

次日當96番92（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地甲字那良川1822番1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第31号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
まなベクリニック	水俣市古賀町2-5-36	平成26年9月1日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
たけした歯科	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北1-10	平成26年9月12日

- 3 9		
(調剤)		
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ゆうあい薬局	水俣市古賀町二丁目5番37号	平成26年9月1日
ミノリ調剤薬局	宇城市小川町新田出字二番274	平成26年10月1日

熊本県告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
かいがクリニック	上益城郡益城町大字木山358番地1	平成26年10月1日

(調剤)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
D I 薬局 玉名店	玉名市立願寺137番地1	平成26年8月1日
双葉薬局 玉名店	玉名市立願寺188番地3	平成26年10月1日
ノムラ薬局 泗水店	菊池市泗水町吉富3169-9	平成26年10月1日

熊本県告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
清田医院	上益城郡益城町大字宮園411	平成26年10月1日

(調剤)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
D I 薬局 玉名店	玉名市立願寺字池田137-1	平成26年8月1日
双葉薬局 玉名店	玉名市立願寺188-3	平成26年10月1日
ノムラ薬局 泗水店	菊池市泗水町吉富3169-9	平成26年10月1日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション さかき	玉名郡南関町上長田633-3	平成26年10月1日

熊本県告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
上天草内科呼吸器科クリニック	上天草市大矢野町登立9616-8	平成26年10月21日
なかふさ心療内科・光の森	菊池郡菊陽町光の森七丁目25-5 達裕グリーンズエリア光の森1階	平成26年11月1日
いけだ泌尿器科・内科	菊池郡菊陽町原水1166-1	平成26年11月1日
駅前クリニック	葦北郡津奈木町岩城2124-1	平成26年11月1日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
おおた歯科クリニック	上益城郡御船町辺田見字中道201-1	平成26年11月1日

(調剤)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
つなぎ調剤薬局	葦北郡津奈木町大字岩城字浜崎2091-6	平成26年11月1日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
すずらの里訪問看護ステーション	八代市平山新町4474番地1	平成26年10月6日
訪問看護ステーションキッポー	八代市千丁町新牟田2520番地2	平成26年9月1日
訪問看護ステーションCruto	上益城郡嘉島町上島2110-3 グローリービル2階	平成26年10月30日

熊本県告示第35号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
そうごう薬局高瀬店 玉名市高瀬323番2	平成27年1月1日
白川水源薬局 阿蘇郡南阿蘇村大字白川字宮ノ前2111番地1	平成27年1月1日

熊本県告示第36号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
有限会社吉永薬局ハート薬局 玉名市築地字平町10番地7号	平成27年1月1日
つぼみ調剤薬局 菊池郡菊陽町光の森三丁目17番7号	平成27年1月1日

熊本県告示第37号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第12

3号)第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
登立調剤薬局	医療機関の所在地	上天草市大矢野町登立1424番地1	上天草市大矢野町登立9616番地15	平成26年10月1日

熊本県告示第38号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
尽天株式会社	デイサービス 和楽家 野々島苑	合志市野々島1601-6	平成27年2月4日	通所介護

熊本県告示第39号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年1月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員	延長	備考
			後	(メートル)	(メートル)	
主要地方道	玉名八女線	玉名郡南関町大字上坂下字梨ノ木 1345番1地先から 同所 1344番1地先まで	前	15.0 ~ 17.4	35.3	廃道処分
			後	14.4 ~ 17.4		

2 区域を変更する期日 平成27年1月16日

熊本県告示第40号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年1月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員	延長	備考
			後	(メートル)	(メートル)	
一般県道	免田停車場線	球磨郡あさぎり町免田東字堀ノ角 1484番3地先から 同所 1496番10地先まで 球磨郡あさぎり町免田東字堀	前	17.3 ~ 21.9	69.0	防交安(迂回路の設置)
			後			

		ノ角 1484番3地先から 同所	後	17.3 ～ 21.9	69.0
		1496番10地先まで			
		球磨郡あさぎり町免田東字堀 ノ角 1484番4地先から 同所		4.5 ～ 5.0	84.0
		1496番7地先まで			

2 区域を変更する期日 平成27年1月16日

熊本県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年1月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲 佐線	上益城郡甲佐町大字坂谷字川 平	前	3.9 ～ 6.7	43.9	単沿環
		同所				
		77番1地先から 75番3地先まで	後	4.9 ～ 14.6	43.9	

2 区域を変更する期日 平成27年1月16日

熊本県告示第42号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

平成27年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されており、かつ、要綱第6条に定める入札参加資格者名簿の営業種目「情報処理業務（情報システム全般の設計、維持管理）」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成27年1月30日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

- 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者については、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 菊池市班蛇口字山神谷163番から166番まで、字樋ノ口544番1、546番から548番まで、551番
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山神谷164番から166番まで・字樋ノ口546番から548番まで・551番（以上7筆については次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第44号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 玉名郡和水町江栗字小木戸316番3、字小金塚547番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小木戸316番3・字小金塚547番（以上2筆については次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第45号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 玉名郡和水町大田黒字西原34番、字梶原3247番1、3249番1、3250番、3252番、3255番、3257番、3259番、3260番、3261番1、3221番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字梶原3221番2、字西原34番・字梶原3249番1・3250番・325

- 2番・3259番・3260番（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに和水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第46号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 金山川（羽向谷）（443-1-001）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町下陳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 古田川（443-2-003）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町下陳、上陳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 田原-1（443-1-004-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町田原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 田原-2（443-1-004-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町田原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 田原-3（443-1-004-3）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町田原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 杉堂 (443-1-006)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町杉堂
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 荒瀬1 (杉堂1) (443-1-007)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町杉堂
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 杉堂 (2) - 1 (443-1-008-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町杉堂
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 杉堂 (2) - 2 (443-1-008-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町杉堂
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 荒瀬2 (杉堂2) (443-1-009)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町杉堂
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 堂園1 (上陳) - 1 (443-1-010-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町上陳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 堂園1(上陳)－2(443-1-010-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町上陳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 堂園1(上陳)－3(443-1-010-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町上陳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 堂園1(上陳)－4(443-1-010-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町上陳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 堂園1(上陳)－5(443-1-010-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町上陳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 堂園1(上陳)－6(443-1-010-6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町上陳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 三竹(下陳)－1(443-1-011-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町下陳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 8 三竹（下陳）－2（443－1－011－2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町下陳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 前田（田原2）（443－2－006）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町田原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 荒瀬3（杉堂3）－1（443－2－008－1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町杉堂
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 荒瀬3（杉堂3）－2（443－2－008－2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町杉堂
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 荒瀬3（杉堂3）－3（443－2－008－3）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町杉堂
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 堂園2（443－2－009）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町上陳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 麓3（443－2－010）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 上益城郡益城町上陳
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 25 麓2(443-2-011)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町上陳
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 麓1(443-2-012)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町上陳
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 三竹(下陳)(443-2-013)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町下陳
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 荒瀬4(杉堂4)(443-3-001)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町杉堂
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 荒瀬5-1(443-3-002-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町上陳
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 荒瀬5-2(443-3-002-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町上陳
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 荒瀬6(堂園3)-1(443-3-003-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡益城町上陳
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 荒瀬6(堂園3)-2(443-3-003-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡益城町上陳
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 麓4(443-3-004)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上益城郡益城町上陳
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第21号

県営迫井手地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字前田853番10及び853番56の各一部
495.14平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福島県双葉郡浪江町大字西台字海士153番地6
齋藤 國男

熊本県公告第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字木実坂2273番1
1, 384.19平方メートル(全体面積: 4, 825.43平方メートル)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市須屋2251番地1
社会福祉法人合志市社会福祉協議会

熊本県公告第24号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字小園172番5、同172番6及び同173番2
280.24平方メートル(うち道路部分2.18平方メートル)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池市泗水町豊水3466番地4 カーサノルテ201号
新永 崇博
新永 晶子

熊本県公告第25号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字小園172番2、同172番3、同172番4及び同173番3
496.51平方メートル(うち道路部分2.12平方メートル)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市豊岡172番地2
新永 昭人

熊本県公告第26号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字群前2400番123
225.46平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市豊岡2364番地2の21
三田井 弥生

熊本県公告第27号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字室字北出口1395番1、同1400番2、同1401番1の一部、
同1402番5及び同1402番6
7, 421.72平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品

熊本県公告第28号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字下出口2918番9
367.58平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘三丁目6番6号
三宅 淳二

熊本県公告第29号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字西沖3794番123
375.01平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市幾久富1800 コーポラスK106号
高来 登

熊本県公告第30号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字須屋久保1900番126
276.08平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市北区榆木二丁目10-57
徳永 雅大

熊本県公告第31号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字過怠松2696番48
327.89平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
福岡県糸島市志摩新町3-11
伊藤 美千代

熊本県公告第32号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字須屋久保1900番10
937.52平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区保田窪本町13番36号
有限会社グローバルコーポレーション

熊本県公告第33号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 高速液体クロマトグラフ (アミノ酸・色素分析用) 一式
 - (2) 高速液体クロマトグラフ (色素・有機酸・糖類測定用) 一式
 - (3) ガスクロマトグラフ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者の相手方を決定した日
平成26年12月16日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所
 - (1) 高速液体クロマトグラフ (アミノ酸・色素分析用)
株式会社イケダ科学
熊本県熊本市東区錦ヶ丘16番7号
 - (2) 高速液体クロマトグラフ (色素・有機酸・糖類測定用)
株式会社ミカド科学産業
熊本県熊本市中央区帯山一丁目44番53号
 - (3) ガスクロマトグラフ
株式会社イケダ科学
熊本県熊本市東区錦ヶ丘16番7号
- 5 落札金額に係る契約金額
 - (1) 高速液体クロマトグラフ (アミノ酸・色素分析用)
18,057,600円 (うち消費税及び地方消費税の額1,337,600円)
 - (2) 高速液体クロマトグラフ (色素・有機酸・糖類測定用)
15,552,000円 (うち消費税及び地方消費税の額1,152,000円)
 - (3) ガスクロマトグラフ
6,026,400円 (うち消費税及び地方消費税の額446,400円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年11月4日

熊本県公告第34号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
平成27年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託
 - (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
 - (3) 業務委託の内容
要求仕様書による。
 - (4) 委託期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
 - (5) 履行場所
要求仕様書による。
 - (6) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備をしている者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (7) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
 - (8) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得

(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を準用する。

(9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

(10) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設ける。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有すると決める入札参加資格のうち業務区分が「委託」に登録されており、かつ、要綱第6条に定める入札参加資格者名簿の営業種目「情報処理業務(情報システム全般の設計、維持管理)」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有している場合、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)受付期間
公告の日から平成27年1月30日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合、アに記載する期限までに必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 過去5年以内に本県と同規模以上の広域的なネットワーク(WAN)施設数及び管理対象機器数の監視業務等の実績があること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書
イ アの「4 WANの監視業務等実績」の対象となる契約書の写し

(2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イの書類の目録を(1)アに添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
公告の日から平成27年2月13日(金)午後5時まで

(4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年2月13日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年2月26日(木)午後5時まで行う。

- (3) 入札の方法
 - ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年2月26日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 - イ 紙入札による入札の方法
 - (ア) 日時 平成27年2月27日(金)午後1時30分
 - (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課
(熊本県庁行政棟新館9階)
 - (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年2月26日(木)午後5時(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書をし、中封筒の表に委託業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、委託業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
 - (4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
 - (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
 - (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 - ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
 - イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 - ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 - エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 - オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 - (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 - (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定により、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
 - (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
 - (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
 - (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時まで

- に熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)に掲げる期限
イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- 6 その他
(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
(1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。(本公告に係る入札・契約担当部局)
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
電話番号 096-333-2143
ファックス番号 096-381-8211
(2) 入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
(3) 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- 8 Summary
(1) Name and Content of Consignment
Kumamoto Wide Area Network operation and management service
(2) Date and Place for tender
Date:February 27th 2015 1:30 p.m.
Place:The ninth floor Information and Planning Division room. New building
Prefectural Office of Kumamoto
(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Information and Planning Division,Transportation Policy and Information
Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku,Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2143
(4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第35号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営南田島・佐野地区土地改良事業(区画整理)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営南田島・佐野地区土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 縦覧期間
平成27年1月19日から平成27年2月16日まで
- 縦覧場所
菊池市役所、熊本市役所

熊本県公告第36号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	登録した年 月日
熊本県肥 第146 3号	肉骨粉	ミート ボーン U	窒素全量： 7.0 りん酸全量 ：10.0	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり。	西日本殖産有限 会社 熊本県八代市松 崎町159番地 1	平成27 年1月8 日

熊本県公告第37号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、荒尾市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
荒尾都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
荒尾市大字大島字割山、字星穂山、字笹原、字新四ツ山、字南新地、大島町四丁目、大字宮内出目字北外平、字南外平、大字荒尾字上磯、字下磯、大字増永字北外磯、字南外磯、大字一部字外磯、大字蔵満字外磯、大字牛水字上磯、字中磯、字下磯の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局土木部維持管理調整課及び荒尾市建設経済部土木課
- 4 縦覧期間
平成27年1月16日から平成27年1月30日まで（土曜日、日曜日を除く。）

熊本県公告第38号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、長洲町の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成27年1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
長洲都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
長洲町大字長洲字新山、字上一丁目、字上二丁目、字上六丁目の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局土木部維持管理調整課及び長洲町建設課
- 4 縦覧期間
平成27年1月16日から平成27年1月30日まで（土曜日、日曜日を除く。）

登載依頼

熊本県献血推進協議会公告第1号

平成26年度熊本県献血推進協議会の会議を次のとおり開催する。

平成27年1月16日

熊本県献血推進協議会

会長 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成27年2月4日（水曜日）

- 午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所
熊本市東区長嶺南2丁目1番1号
熊本県赤十字血液センター 3階大ホール
 - 3 議事
 - (1) 報告事項
 - ア 平成26年度献血実績について
 - イ 血液事業の現状について
 - ウ 血液製剤の供給状況と献血の普及啓発について
 - (2) 協議事項
 - ア 平成27年度献血推進計画(案)について
 - (3) 質疑
 - 4 傍聴者の定員
10人
 - 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県献血推進協議会事務局(熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課薬事班)
(電話096-333-2242 (ダイヤルイン))

熊本県障害者施策推進審議会公告第4号

平成26年度第4回熊本県障害者施策推進審議会を次のとおり開催する。
平成27年1月16日

熊本県障害者施策推進審議会会長

- 1 開催日時
平成27年2月10日(火)
午後2時から
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28番51号
熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 議題(予定)
 - (1) 第5期熊本県障がい者計画(最終案)について
 - (2) 第4期熊本県障がい福祉計画(案)について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員について
10人
- 5 傍聴手続について
 - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - (3) 傍聴を希望される方で、傍聴に際して手話通訳、要約筆記等が必要な場合は、1月30日(金)までに下記問合せ先へ申し込むこと。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県障害者施策推進審議会事務局(熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課企画調整班)(電話 096-333-2236)

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

平成26年度菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成27年1月16日

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成27年1月29日(木) 午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
県北広域本部総合庁舎別館2階 大会議室
- 3 議題
 - (1) 平成27年度病院群輪番制事業計画(案)について
 - (2) 第6次菊池地域保健医療計画の評価について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人

- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先

菊池市隈府1272-10
 菊池地域保健医療推進協議会事務局
 (熊本県菊池保健所総務企画課内)
 (電話0968-25-4156)

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第3号

平成26年度第3回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成27年1月16日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時

平成27年2月4日(水) 午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所

山鹿市山鹿1026-3
 熊本県鹿本総合庁舎2階 中会議室
- 3 議題
 - (1) 鹿本地域災害医療コーディネートチームについて
 - (2) 鹿本救急医療圏の再編について
 - (3) 平成27年度鹿本地域病院群輪番制病院運営事業について
 - (4) 第6次鹿本地域保健医療計画進捗状況
 (救急医療、災害医療、小児救急医療、健康危機管理、新型インフルエンザ)
- 4 傍聴者の定員

10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先

山鹿市山鹿465-2
 熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局
 (熊本県山鹿保健所総務福祉課内)
 (電話0968-48-1202)

熊本県病院局管理規程第1号

熊本県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年1月16日

熊本県病院事業管理者 河野 靖

熊本県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

熊本県病院局職員就業規程(平成20年熊本県病院局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第6条中「及び自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業及び配偶者同行休業」に、「及び熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成19年熊本県条例第67号)」を「、熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成19年熊本県条例第67号)及び熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例(平成26年熊本県条例第50号)」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

熊本県労働委員会告示第1号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。

平成27年1月16日

熊本県労働委員会会長 原村 憲司

氏 名	現 職
原 村 憲 司	熊本県労働委員会会長 弁護士
藤 野 芳 太 郎	熊本県労働委員会会長代理

池 上 恭 子	株式会社熊本日新聞社監査役 熊本県労働委員会公益委員
原 田 信 輔	熊本学園大学商学部教授 熊本県労働委員会公益委員
高 島 剛 一	弁護士 熊本県労働委員会公益委員
前 平 亜希子	弁護士 熊本県労働委員会労働者委員
梶 田 秀 治	自治労熊本県本部特別執行委員 熊本県労働委員会労働者委員
友 田 孝 行	U Aゼンセン熊本県支部支部長 熊本県労働委員会労働者委員
山 本 寛	電機連合熊本地方協議会議長 熊本県労働委員会労働者委員
佐々木 義 博	情報労連熊本県協議会議長 熊本県労働委員会労働者委員
筈 場 佳 江	連合熊本事務局長 熊本県労働委員会使用者委員
廣 川 俊 一	株式会社野田市電子人材ソリューション事業部顧問 熊本県労働委員会使用者委員
武 末 博 司	肥銀ビジネス開発株式会社代表取締役 熊本県労働委員会使用者委員
池 田 倫 子	武末建設株式会社代表取締役 熊本県労働委員会使用者委員
加 島 裕 士	特定医療法人佐藤会弓削病院常務理事 熊本県労働委員会使用者委員
白 濱 良 一	熊本県経営者協会専務理事 熊本県労働委員会事務局長
橋 本 博 之	熊本県労働委員会事務局審査調整課長
松 岡 正 之	熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用課長

熊本県警察本部告示第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成27年1月16日

熊本県警察本部長 田 中 勝 也

- 1 競争入札に付する事項
平成27・28・29年度熊本県警察本部庁舎清掃業務委託
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として業務区分が「委託」、営業種目「庁舎清掃」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成27年1月26日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知

- 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県警察本部公告第2号

総合評価一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成27年1月16日

熊本県警察本部長 田 中 勝 也

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
平成27・28・29年度熊本県警察本部庁舎清掃業務委託
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係
- (3) 業務委託の内容
「熊本県警察本部庁舎清掃業務委託仕様書」及び「特記仕様書」（以下「仕様書等」という。）による。
- (4) 委託期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- (5) 履行場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、5（3）アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等である使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (10) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設ける。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の（1）から（6）までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として業務区分が「委託」、営業種目「庁舎清掃」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有している場合、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するたため入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3（3）の確認申請の日までに間に合わない場合もある。ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間公告の日から平成27年1月26日（月）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

- エ 提出の方法
イの場合、先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合、平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをいなることと。25 号) 第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをいなることと。
- (2) 更生計画認可の決定を受け、1 年間の経過が 7 千平方メートル以上(駐車場、倉庫及びこの敷地内に、同一契約に限る。)の実績がある者であるとき。
- (3) 民事再生法の施行規則第 25 号) 第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをいなることと。
- (4) 熊本県告示第 811 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に定める事項のいづれか 2 年以上の経過が 7 千平方メートル以上(駐車場、倉庫及びこの敷地内に、同一契約に限る。)の実績がある者であるとき。
- (5) 過去 2 年間の経過が 7 千平方メートル以上(駐車場、倉庫及びこの敷地内に、同一契約に限る。)の実績がある者であるとき。
- (6) 次に掲げる事項のいづれか 2 年以上の経過が 7 千平方メートル以上(駐車場、倉庫及びこの敷地内に、同一契約に限る。)の実績がある者であるとき。

アイ役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの積極的な行為をし、又は暴力団の維持又は運営に協力し、又は不正の利益を享得し、又は暴力団員等が、暴力的行為を、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を享得し、又は暴力団員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例(平成 22 年熊本県令第 52 号)第 2 条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である若しくは本業務に従事する支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等、又は暴力団員等が参加する会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2 (2) から (6) までに定める条件の全てを満たす者であることと確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

- アイ 過去 2 年間の清掃実績を証する書類 (契約書の写し、履行証明書など)
- ウ 役員等一覧
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからウに掲げる書類を電子入札システムにより、1 つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1) アに添付する (1) イ及びウの書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等、1 つのファイルに集約できない場合は、(1) イ及びウの書類の目録を (1) アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イ及びウの書類は提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。
- 紙入札により入札する場合は、(1) アからウに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間
公告の日から平成 27 年 2 月 2 日 (月) 午後 5 時まで
- (4) 提出先
1 (2) に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 契約実績届等の提出

3 により競争入札参加資格があると決定された者は、入札説明書に添付の別添 2 「熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に係る提出書類」(以下「提出書類一覧」という。)の「発注元評価」項目に掲げる提出書類を下記期日までに提出すること。

- (1) 提出方法及び提出場所
提出書類を 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局に持参又は郵送すること。
なお、郵送の場合は、提出期限内に必着(書留郵便に限る。)すること。
- (2) 提出期限
平成 27 年 2 月 9 日 (月) 午後 5 時まで(閉庁日を除く。)に提出すること。

5 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1 (2) に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年2月2日(月)午後5時まで受け付ける。

(2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1 (2) に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年2月25日(水)午後5時まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年2月25日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成27年2月26日(木)午前10時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県警察本部警務部会計課施設管理室

(ウ) 入札書の提出方法

入札書(代理人が入札するときは、入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年2月25日(水)午後5時(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局年書留に「便で送付すること」とする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし、「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 落札候補者の決定

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で有効な入札を行った者を落札候補者とする。

(6) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札候補者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(7) 入札の無効

次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札候補者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 提出書類一覧に掲げる提出書類(4の提出書類を除く。)の提出方法

落札候補者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 提出方法及び提出場所

提出書類を1(2)に掲げる入札・契約担当部局に持参すること。ただし、持参できないときは、平成27年2月25日(水)午後5時までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

イ 提出期限

平成27年2月26日(木)午後5時まで

(10) 落札者の決定方法

落札候補者を次の方法により評価し、落札者を決定する。

ア 提出書類一覧に掲げる提出書類の内容を審査し、入札説明書に添付している「熊本県警察本部庁舎清掃業務委託評価基準」の履行体制及び契約実績の項目について、評価に応じ、50点の範囲内で評価点(以下「品質評価点」という。)を与える。

イ 入札価格に係る評価点(以下「価格点」という。)として、入札価格が低入札価格調査基準価格以下の場合には一律最高点(50点)を、入札価格が低入札価格調査

得た率を
 除して与える。
 (1) 入札保証金
 免除する。
 (2) 入札の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含め、平成元年熊本
 県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。）を経過した日
 (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含め、平成元年熊本
 県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。）を経過した日
 (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時まで
 に熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金
 額を納付しなければならぬ。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定
 する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当す
 る場合は、契約保証金を免除することができる。
 ア 納付期限 6 (3) に掲げる期限
 イ 提出場所 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局

6

- (1) 契約書の作成の要否
- (2) 契約の締結期限
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
- (4) 契約保証金

7

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受け

8

- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること
 (本公告に係る入札・契約担当部局)
 熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係
 電話番号 096-381-0110 (内線2263)
 ファックス番号 096-381-9341
- (2) 競争入札参加資格審査申請に関する事
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関する事
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日
 に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

9 Summary

- (1) Name and Content of Consignment
 Cleaning service contract for the Kumamoto Police Headquarters Building,
 dating from fiscal year 2015 to fiscal year 2017.
- (2) Date and Place for tender:
 Date: 10:00 a.m. on 26th February 2015
 Place: Facilities Administration Office, Kumamoto Police Headquarters 2nd
 Fl.
 (Address) 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto city,
 Kumamoto Prefecture, Japan 862-8610
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Finance Division

Kumamoto Police Headquarters
Address: 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto city, Kumamoto Prefecture,
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110 (Ext. 2263)

(4) Other

Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

正 誤

平成25年3月26日熊本県告示第292号(道路の供用開始)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
81	15	35.4	82.4